

能代山本広域市町村圏組合議会会議録

令和6年2月15日定例会

能代山本広域市町村圏組合

能代山本広域市町村圏組合議会会議録（定例会）

令和6年2月15日（木曜日）午後2時

出席議員（15名）

1番	渡邊正人	2番	堺谷直樹
4番	安井和則	5番	畠貞一郎
6番	安岡明雄	7番	安井英章
8番	須藤正人	9番	皆川鉄也
10番	伊藤千作	11番	鍋谷暁
12番	落合範良	13番	高橋満
14番	伊藤孝年	15番	芦崎達美
16番	加藤彦次郎		

欠席議員（1名）

3番 小森久博

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事会代表理事	齊藤滋宣
理事会代表理事 職務代理者	堀内満也
理事	佐々木文明
理事	田川政幸

職務のために議場に出席した職員職氏名

事務局 局長	鈴木浩文
事務局 主幹	菊池和臣
事務局 次長	西村康徳
総務企画課 参事	進藤香
環境衛生課 長	佐藤栄一
総務企画課 長補佐	藤田浩明
環境衛生課 長補佐	菊谷明
消防本部 消防長	泉政樹
消防本部 消防次長	伊藤均
消防本部 総務課 長	杉谷和彦
二ツ井消防署 長	小山内寿
三種消防署 長	田村俊英
八峰消防署 長	藤田信義

議事日程第1号

令和6年2月15日（木曜日） 午後2時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 能代山本広域市町村圏組合手数料条例の一部改正について

日程第5 議案第2号 令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第3号 令和5年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第4号 令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算

日程第8 議案第5号 令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算

日程第9 議案第6号 令和6年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算

本日の会議に付された事件

議事日程第1号のとおり

◎議長（安井和則君） ただいまより能代山本広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は15名であります。

本日の議事日程は、日程表第1号のとおり定めました。

あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症防止策として、換気等において通常と異なる対応をとっておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（安井和則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第48条の規定により、9番皆川鉄也さん、10番伊藤千作さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎議長（安井和則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（安井和則君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

この際、理事会代表理事より発言を求められております。よって発言を許します。理事会代表理事。

◎代表理事（齊藤滋宣君） 能代山本広域市町村圏組合議会定例会の開会にあたり、提出議案の説明に先立ち、その後の事務事業の状況等について御報告いたします。

はじめに、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。建設資材の価格高騰や労務単価の上昇等に伴う契約金額の変更協議について、建設JVから提出された設計書を国県からの助言と、施工監理業務の受託者の協力を得ながら審査を行い、内容に誤りがなく合理的であると確認したことから、今定例会に継続費の補正を提案しております。

建設工事につきましては、地下の躯体部分等の鉄筋工事とコンクリート打設工事を継続しており、1月末時点の全体進捗率は約9.3%となっております。引き続き、安全に配慮し工事を進めてまいります。

次に、昨年1年間の当圏域における火災発生件数及び緊急出場件数について申し上げます。

火災発生件数は29件で、前年と比較して6件の増、市町別では、能代市21件、藤里町1件、三種町4件、八峰町3件となっております。共災種別では、建物火災が22件、車両火災が3件、その他火災が4件で、亡くなられた方は4名となっております。

救急出場件数は3,860件で、昨年と比較して88件の増、市町別では、能代市2,678件、藤里町150件、三種町727件、八峰町305件となっております。事故種別では、急病が2,762件で最も多く、次いで一般負傷が487件となっております。

次に、本日提案しております議案の概要について御説明いたします。

議案第1号は、能代山本広域市町村圏組合手数料条例の一部改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料の額を改正しようとするものであります。

議案第2号は、令和5年度一般会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ2785万7000円を減額し、補正後の総額を38億7511万4000円とするものであります。歳入は、歳出の減額等に伴う負担金の減額のほか、水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴う国庫補助金の計上等で、歳出は、委託料や工事請負費等の契約差金の整理による減額が主なものであります。

議案第3号は、令和5年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ5,330万円を減額し、補正後の総額を5億8160万9000円とするものであります。歳入は、歳出の減額による基金繰入金の減額で、歳出は、工事請負費等の契約差金の整理による減額が主なものであります。

議案第4号は、令和6年度一般会計予算案で、歳入歳出それぞれ86億2344万8000円の計上で、前年度比較では47億7212万7000円、123.9%の増となっております。歳入の市町負担金は66億9759万4000円で、歳入全体に占める割合は77.8%、歳出の衛生費及び消防費の合計は82億1719万3000円で、歳出全体に占める割合は95.3%となっております。歳出の主なものは、一般廃棄物処理施設整備事業53億2230万5000円、衛生3施設の施設運転管理等業務委託料3億6448万6000円、定期点検補修工事費等3億1805万8000円等であります。

議案第5号は、令和6年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算案で、歳入歳出それぞれ3億4625万4000円の計上で、前年度比較では2億5827万2000円の減となっており、旧海潮園解体工事が本年3月に完了することによるものであります。

議案第6号は、令和6年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算案で、歳入歳出それぞれ166万5000円の計上で、歳出では、一般社団法人あきた白神ツーリズムへの運営費補助金等を計上しております。

以上、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時8分 休憩

午後 2時9分 再開

◎議長（安井和則君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第1号能代山本広域市町村圏組合手数料条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第4、議案第1号 能代山本広域市町村圏組合手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。消防長。

（消防長 泉政樹君 登壇）

◎消防本部消防長（泉政樹君） 議案第1号能代山本広域市町村圏組合手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料の額を改正しようとするものであります。

別表3の区分の（5）は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料について、貯蔵最大数量ごとに定めておりますが、1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満は145万円に、5,000キロリットル以上1万キロリットル未満は172万円に、1万キロリットル以上5万キロリットル未満は192万円に、5万キロリットル以上10万キロリットル未満は236万円に、10万キロリットル以上20万キロリットル未満は274万円に、20万キロリットル以上30万キロリットル未満は564万円に、30万キロリットル以上40万キロリットル未満は724万円に、40万キロリットル以上は879万円に改めようとするものであります。

なお、附則において、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第5 議案第2号令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正

予算（第4号）

◎議長（安井和則君） 日程第5、議案第2号令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第2号令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

条文第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2785万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7511万4000円と定めております。

また、第2項において、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

第2条は継続費の補正で、第2表継続費補正によるとしております。

第3条は繰越明許費で、第3表繰越明許費によるとしております。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金は4785万6000円の減額で、1目事務費負担金266万4000円、2目民生費負担金134万7000円、3目衛生費負担金1,417万円、4目消防費負担金2587万9000円、5目教育費負担金379万6000円の、それぞれ減で、事務事業の実績によるものであります。

2項使用料及び手数料1項使用料は272万2000円の追加で、1目民生使用料107万4000円の減額、3目教育使用料379万6000円の追加で、高齢者交流センター及びスポーツリゾートセンター使用料です。

3款国庫支出金1項国庫補助金は1727万7000円の計上で、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定によるものです。

歳出であります。

1款議会費1項議会費は77万1000円の減額で、旅費等の整理です。

2款総務費1項総務管理費は189万3000円の減額で、新財務会計システム更新費用負担金の整理です。

3款民生費1項社会福祉費は134万7000円の減額で、1目高齢者交流センター運営費が84万3000円、2目介護認定審査会運営費が50万4000円のそれぞれ減額で、事務実績による整理です。

4款衛生費1項保健衛生費は59万7000円の追加で、病院群輪番制病院運営事業補助金の増額です。

2項清掃費は1,417万円の減額で、2目南部清掃工場運営費が726万円の減額、委託料及び工事請負費の契約差金の整理等、3目北部粗大ごみ処理工場運営費が283万7000円の減額、委託料及び工事請負費の契約差金の整理、4目中央衛生処理場運営費が407万3000円の減額、委託料及び工事請負費の契約差金の整理等です。

5款消防費1項消防費は728万5000円の減額で、1目本部費が243万30

00円の減額、消防学校入校経費等の整理、2目署費が12万6000円の追加、実績による燃料費及び手数料の追加と工事請負費及び備品購入費の契約差金の整理、3目消防施設費が497万8000円の減額、備品購入費の契約差金の整理です。

8款予備費1項予備費は298万8000円の減額です。

第2表継続費補正についてであります。一般廃棄物処理施設整備事業費について、受注者からの協議に応じ、工事請負契約金額を変更しようとするものであります。令和6年度分が4億1468万円、令和7年度分が19億955万4000円、それぞれ追加し、合計で23億2423万4000円を増額するものであります。

その経緯等について説明させていただきます。

本施設建築工事請負契約書第32条に業務費の変更について定められておりますが、近年の建築資材費の高騰、労務費の上昇等を背景として、発注者から、これに基づく契約金額の変更協議の申出がありました。当組合では、その設計書について、国県の助言や施工監理業務受託者の協力を得ながら審査し、その結果、適正と認め協議に応じたものであります。

残工事の金額は、国のインフレスライド条項運用マニュアルに基づき積算されており、増額の要因である建築資材費や労務費の上昇分は、一般財団法人建設物価調査会が公表した物価指数、日銀企業物価指数等を採用しております。

また、国土交通省不動産建設経済局長通知、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適性な請負代金の設定や適正な工期の確保についての通知に沿った形で適切に算出されているものと考えております。

増額分の内訳についてでございますが、建築資材費分が全体増額分の約64%、労務費分が約21%、その他諸経費分が約15%となっております。

第3表繰越明許費は追加で、中央衛生処理場動力制御盤更新工事4、477万円、半導体の不足により、制御盤部品の調達が遅れるため繰り越ししようとするものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） これより質疑を行います。7番安井英章さん。

◎7番（安井英章君） 4ページの継続費補正は、皆さん注目していると思いますので、ここで伺いたいと思います。

今少し説明もらいましたけれども、その計算式、どういう計算式なっているんですかっていう話、ちょっと以前に聞いてあったんですが、もう一度その辺のところはしっかり、合理的にという説明でしたので、合理的になされているのか。というのは、行政側で最初に試算した時に、この施設運営業務委託費も含めて確か256億の予定額を作っておいて、実際にはそれより65億ぐらい安いと。これ、何だろうと、元々の予定額の計算は何なんだろうと思うぐらいの、企業が頑張ったというよりも3グループとも、すごく安く出してあったので、それをまた今、今回、約23億近く増額します。分かりますよ、物価が上がってるのは。分かりますけども、それじゃあ根拠、この4市町が納得するような根拠なのかどうかというのをまずひとつ伺います。計算式はあるのかという意味ですよね。

2番目は、増額しますので、であれば地元の協力事業体、ここにもしっかりこれが

増額分、反映されるように調べられるのかどうか、そこまで見れるのかどうか2点目。

それから3点目、今盛んに経済の状況が良くなっているので、賃金上昇、みんな考えています。果たしてこの増額分がしっかり賃金上昇に反映されるのか、特に地元事業の賃金上昇に反映されるのか、その辺3点を伺いたいと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、工事費積算の根拠でございます。

先程説明したとおり、国のインフレスライド条項運用マニュアルということが基本でございます。まず、当初請負額があります。それに対し基準日、この場合、令和5年9月1日になりますが、時点における残工事額を算出いたします。そして、建築資材費、労務費、その他諸経費等について、その時点における単価構成や物価指数を乗じること等によって変更となる残工事費を算出いたします。そして、その差額分から更に受注者負担分である1%を差し引いて、その金額が今回増額となったものでございます。これは国のマニュアルに沿った形での計算となっております。

次に、2点目、3点目は、まとめて答えさせていただきたいと思います。

まず今回の契約額の変更は、建築資材費や労務費の上昇によるもの、議員御指摘のとおりでございます。これにより、当初の事業計画そのもの、工期であるとか、工事の進め方に大きな変化があるものではないと認識しております。従いまして、地元の共同事業体の収益、あるいは地域貢献策は当然に維持されるものと考えておるところでございます。

また、増額分のうち、先程説明の中にもありましたとおり、約21%が労務費となっております。これは当然に労働者の賃金に反映されるべきと考えております。ただ、当組合として、これらにつきまして個別に確認することは、なかなか難しいと存じております。しかしながら、議員御指摘の件もしっかりと念頭に置き、引き続き適切に施工監理し、供用開始を目指してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

◎議長（安井和則君） 7番安井英章さん。

◎7番（安井英章君） 御説明ありがとうございます。

それで、やっぱり国の条項等、お役所の試算がやっぱり中心なのかなという感じします。それで、私まずその調査、23億ですからね、もうほぼ前回の入札で確か25億ぐらい下がったなと思ってあったら、ほぼチャラになるぐらいの値上げですから。ほかの2グループ、三菱重工グループとか、荏原環境グループ、やっぱりこういうところの意見というの、民間の意見というの聞かないと、行政側、お国の役所だけの感覚で物事を計れるのかなという、競争相手だから悪く言う場合もあるでしょうけども、まず今の資材の値上がり、全部の業種に行き渡ってますので、やっぱりそこは平等な公平なジャッジをしてくれるんじゃないかなと思いますので、いずれ何十項目か何百項目か出してけれという話じゃなく、どんなもんですかと、そのぐらいでもいいと思うんですが、民間の意見というの、ちょこっとその、当然入札に参加した業

者には、少しは意見を聞いてもらってもいいもんじゃないかなと思いますけれど、そこら辺いかがでしょうか。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。

昨今の経済状況によって類似の施設では、例えば岩手県の八幡平の最終処分場においては約28億円の増額、あるいは直接ごみ処理ではないんだけども県の鳥海ダム工事でも890億の増額、率にして181%といった影響が大きく出ている事例が見受けられるところでございます。

今回の金額の変更にあたって、物価指数であるとか単価構成もありますけれども、やっぱり地域によって格差がございまして、そのことにつきましては、業者の見積書を参考にするなど、国の通知に従った運用をしております。

なお、こちらとして民間の事業者へこの価格、例えばどのようなのかといったこと、直接伺ったことはありませんけれども、様々な媒体を活用し、その状況については調査しながら今回審査した、こういうこととございます。よろしく願いいたします。

◎議長（安井和則君） 7番安井英章さん。

◎7番（安井英章君） やっぱり国の通知というか、そういうものが参考になるのかなと。それで、日経の『ビジネス』という雑誌、これニュースになったのですが、やっぱり今、民間事業者、ゼネコンが利益が出ないと、資材の高騰で。いわゆるスライド条項、これは行政側で結んでいますから、それに沿ってやるんですが、何しろ発注者が途中でこんなに、20%も上げられたら、もう計画が立ちませんので、やっぱりなかなかスライド条項を結べないようなんです。それで全体で採算性が悪くなっているということがありますから、まずある程度は、了承していかないとだめだと思っておりますが、数字の正当性という部分で私ちょっと疑問を感じたのは、全体にまず資材が上がっているのは、この日経の調査だと、やっぱり28%ぐらい上がってる。大変上がってるんです。ただ、実際にそれが行われる平均、受け入れる平均コストなんかを14から17%、そのぐらいやっぱり、どっかが泣かないと駄目というか、抑えないとやっぱり予定する、我々の税金でこれを作るわけですから、その辺のところの上がり率が20%というのは、ちょっと高すぎないかなと思うんですけれども、その辺も含めて、まず今日の議会でどのようになるか分かりませんが、仮に決まったら、もっと下げてもらえるようなことの検討をお願いしていかないと、今後の委託事業についても確かめ、この後へくるのは、運営事業費、そこでもまた同じく値上げはくるのかなという感じもあるので、そこはやっぱり議会としては厳しく、そういう注文がついたということをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。

今回の契約金額の変更の内訳でもありませんけれども、建築資材の変動率のようなものがございまして。例えば生コンであれば25%、鉄筋であれば31%、鉄骨であれば

31%といった、このくらいの上昇率が見込まれるところでございます。

当組合といたしましては、こうした客観的な情勢を基に積算された設計書につきまして、金額を高い安いといった評価が難しいことから、やはり国の運営条項であるとか、通知であるとか、県の助言に基づいた形での試算となつてございます。今後、これをちょっと安くしたらいかがといったような協議をすることはちょっと考えておりませんが、今後も経済情勢をしっかりと見極め……（「交渉でしょう。交渉はできないってこと。しないってこと。」の声あり）引下げについてお願いすることは考えておりませんが、今後の社会情勢をしっかりと見極めた中で、この契約額につきましては、増額に限らず、減額の請求することも可能でございます。なので、そうした社会情勢を見極めた中で契約条項に基づいた減額の請求ということは、可能性としては出てくる、このように考えておるところでございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。11番鍋谷暁さん。

◎11番（鍋谷暁君） 私も同じところで、継続費補正のところでお質問いたします。

今回23億円ほどの増額というところで、先程、他自治体の例もありましたけども、それを超える自治体も見られるというところで、また、直近のところでは先月26日に由利本荘市の新ごみ処理施設に関しても、当初見込みが約100億円であったところが倍近い約190億円になる概算が示されていたりと、そういった状況ですけども、内容が異なるので単純に比較はできないと思うんですけども、状況によっては本案件も、今後更なる増額の可能性も有り得るかなと思います。

まず1点目、理事会でも確認されたということですけども、今後更なる増額の可能性はあるのか。

また、可能性がある場合、どのような要因によるものと予想しているのか。今のが2点です。

最後、私もこの適切性というか合理性の部分で最後お伺いしたいんですが、今回、建設JV側からスライド条項に基づいて変更協議の申出があり、提出された設計書について国県からの助言を得ながら審査し、合理的であると確認したとのことですけども、私もスライド条項は建設業の価格転嫁を進める上で重要なものだと認識していますし、適切に活用されるべきものだと考えますけども、そこで、その国県からどのような助言を得て、合理的であると判断されたのか、もう少しそこを具体的にお伺いしたいのと、その3点お伺いいたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目、ちょっと順序が逆なのかもしれませんが、本工事請負契約書第32条における、価格変動請求ができる場合というのは、賃金水準又は物価水準が変動した場合、主要な工事材料の国内における価格に著しい変動が見られた場合、国内において急激なインフレまたはデフレが発生した時でございます。

こうした場合、契約金額の変更が請求できるとされておりますが、従いまして、今後こうした社会情勢、社会経済状況に応じる形での再協議は可能でございます。

なお、その結果として契約額が増額、ただ増額だけではなくて減額となる可能性も、両方あるということでございます。

いずれにしても発注者、受注者、双方にその請求の権限がございますから、それぞれがしっかりと経済状況を踏まえた中で、必要に応じてそうした対応がなされる可能性があるかと、このように御理解いただきたいと存じます。

次に、国県からの協議の内容等についてでございますが、国県からは、まず設計に際しては、先程来申し上げておりますとおり、国のインフレスライド条項運用マニュアルに従ってしっかりと積算されているのか、使用する単価等について建築物価調査会や日本銀行の公表しているそうした指数が適切に使用されているかといった基本的なチェックポイントに加え、地域の特性に応じて労務費等には差異が見られることから、こうしたことに十分配慮しながら設計の合理性についても審査されるようとの助言を受けているところでございます。

加えて、今事業は、国の循環型社会形成推進交付金の対象事業となっておりますが、財源があるわけでございます。従いまして、その制度との適合性を確保する必要がありますことから、そのための留意点等について指導いただき、適合性は確保されているものと確認してございます。

以上でございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。5番 畠貞一郎さん。

◎5番（畠貞一郎君） ちょっと、かなり多岐に渡って御質問を申し上げますので、私もゆっくりお話いたしますので、御答弁の程よろしくお願いいたしたいと思えます。

まず今回、補正予算でですね、継続費の補正ということで出されたわけですけども、今回の焼却炉のやつですね。これは、これを見ますと、まず令和5年度は何も変わらないと、金額は何も変わらないと。令和6年度・7年度から、まず増額なるという継続費なんですけれども、何ゆえ令和6年度の部分に継続費を計上しないで補正でやったのかどうか、これはいろいろ手続き上の部分があるのかもしれないけれども、その理由をまず一つお聞かせ願いたいと思えます。

で、請負契約の場合ですね、この説明を見ますと、令和5年9月1日付けで当組合と締結する一般廃棄物処理設備運営事業工事請負契約の第32条6項に基づき、契約金額の変更協議の申出がありましたと。変更協議ということであったわけなんですけれども、契約の変更という部分で単行議案というのは必要でなかったのかどうか、それを二つ目、お伺いいたしたいと思えます。

あと、受託者から変更契約をしたい旨が令和5年9月1日付けで組合に来たとのことですが、国と県と十分協議があった、これでやると国や県の助言ということなんですけれども、最終的に国県の予算が出てるということは、そこで何かの妥結があったということ想像できるわけですけども、正式な予算を提出する前に、そうしますと、十分ですねこの場で、全員協議会を開くなり、そういう時間はあったのではないかなと思えますが、そちらはいかがなんでしょうか。それが3点目。

来週にはですね、能代市議会でも当初予算の上程がされてて、3月議会、各町も始まるかと思えますけれども、当然のことながらこの予算の各町・市の負担額の予算が

示され、それが今度議論されることだと思えます。金額が金額だけに、能代や3町には、いつ負担額の提示がなされたのか、でなければ当初予算作れないですから、広域の方からいつの時点で負担額の提示がなされたのかどうか、まず4点目お伺いいたしたいと思えます。

負担額の提示がなされたのであれば、もう広域議会も全員協議会ももちろんですけども、かなりの額でございましてですね、各町・市においてもですね全員協議会を開くなり、そういう説明があっても然るべき金額ではないかなと思えますが、それについてのお考えをお伺いいたします。

少なくとも増額の積算根拠は、先程説明はありましたけれども、非常に何と申しますか曖昧な根拠だというふうに私は聞きました。もう少し積算根拠については、十分時間があつたはずですから、きちんとした資料が出せたんじゃないでしょうか。先程、質問に対してだと、建設資材が64%だとか、労務費が20何%だとかって話してましたけども、そういう資料は出されなかったんじゃないでしょうか。それについてお伺いいたしたいと思えます。

積算根拠については、今申し上げましたように、もう少し詳細なものがなければ、我々も審査できないという部分もございまして。また、住民にも説明がきちんとつかない。この工事過程を見ますとですね、工事工程表を見ますと、新年度24年度から土木・建設工事、また継続して行って、今度、24年の5月ぐらいからプラント設備工事というのも始まる予定になっているわけですけども、資材の高騰とかというのはプラントだとかそちらの値上げという部分があるのかどうか含めて、そういったものをきちんと示すべきじゃないでしょうか。それについてお伺いいたしたいと思えます。

私はこれから次にもう一つ質問ですけども、これから考えられる問題として、この案件では内在している問題が多分にあると考えております。プロポーザルという形で今回、最終的に随契で建設業者が決まったわけですけども、請負契約が決まったわけですけども、結局は先程安井議員からもお話ありましたように、予定価格と最終的に何の変わらないような部分があつたわけです。こうなりますとですね、プロポーザルというのは一体何だったのかという疑問を持たざるを得なくなってくるんですよ。要は、そしたらこの入札制度自体にですね、平等性と公平性が本当にあつたのかどうか疑問を持たざるを得なくなってくるわけです。最終的にこのような、物価スライド条項というのはあるかもしれませんけれども、それによって建設費がどんどん増額していく。色んなお答えの中では、新聞報道には、田川町長が御質問なさって今後も値が変わるのかという部分で、そうかもしれないというお答えがあつたようですけども、理事会の中でこういった部分がどういう議論なされたのかどうか。これだと、私は青天井じゃないかなと。物価のスライドなんて、これからどうなるか分かんないんですよ、物価なんて。エネルギー価格だって今後どうなるか全然皆目見当つかないわけです。これだと、もう青天井になってくるんじゃないかなという心配もあります。その点についてもきちんともう少し精査して、説明する資料をこちらのほうにも提示すべきじゃないかなというふうに思えます。

先程も質問ありましたが、運營業務委託費も今回のプロポーザル協議では、日

立造船ですか、JVが、ここが一番安い価格で落札しているわけです。結局ここが選ばれたのは、運營業務委託費も安い、そして工事費も一番安い、これによってフルの点数でここが選ばれたんじゃないかな、あと、点差はほとんどないわけですよ。運營業務委託費にしても何にしても、そんな差がなくて選ばれた部分がありますんで、これで、ある意味で建設費がフルになった場合に、これ何でここが選ばれたのか私は疑問に思わざるを得ないわけです。ですから、安井議員が先程、ほかの業者にも聞くべきじゃないかというのは、私本当にそうだと思います。やはりもう一回この入札自体の見直しだとか、プロポーザルの見直しだってもしかしたら必要かもしれません。じゃあ何でこのプロポーザル協議で皆さんお忙しい中集まっていたら、長い年月かけて議論してここを選んでいただいたのか、その方々に対して逆に私、失礼な話じゃないかなと思います、お考えをお伺いします。

もう一つか二つお伺いいたします。

合理的に能代山本地域の住民に説明できるのかという部分でございます。いずれにしろ財政負担は非常に大きくなるわけです。まずどこも物価の高騰だとか住民は非常に混乱しているわけです。その中で、こういう工事だけはいくらでも青天井で出すという部分になった場合、住民感情はどうなるんでしょうか。そういったものもやっぱり配慮する必要があるんじゃないかなと思います、もう少し創意工夫する必要があるんじゃないかなと思います、お伺いいたしたいと思います。

最終的に理事会で決定したことでしょうけども、理事会で最終的にこの件について、どういう議論があったのかどうかお伺いいたしたいと思います。

以上です。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） ただいまの御質問に順次お答え申し上げますが、途中でもし足りない点等があったら御指摘いただきたいと思います。

はじめに、今回の継続費の補正、なぜ補正なのかということでございます。継続費につきましては、契約締結時点において予算に計上しております。従って、令和3年度から7年度の分が一旦当初予算に計上されておるわけでございます。そして、その額の中で、年度割の中で増額等変更があった場合、これを更に補正予算として計上するというのが流れでございます。これは地方自治法に定められている事務手続きでございます。

なお、令和6年度の変更となった工事請負費分につきましては、令和6年度当初予算のほうに計上されて、このように扱うことになってございます。継続費というのは、歳入歳出予算とは別の予算の一部でございます。従いまして、今回まずは継続費を補正させていただき、その後増額となった工事請負費については令和6年度当初予算案に計上させていただいていると、こういうことでございます。

そして、次に契約の変更があるのだから変更契約の議案が必要ではないかということでございます。それはおっしゃるとおりでございます。但し、まずは継続費の補正予算を議決いただき、そして更に令和6年度当初予算における工事請負費が含まれた予算について議決をいただく。その後に仮契約の手続きに入ります。そして、それが

整った段階において、日を改めて当該議案は提出させていただき予定となっております。

次に、国県の協議等の中身について、全員協議会等で説明すべきだったのではないかとごさいます。当該変更につきましては、やはり経済情勢、異常とも言える経済情勢の中で、当組合においても当然財政面から、なるべくないことを祈ってございましたけれども、客観的な社会情勢の変化、経済情勢変化により、やむを得ないものとして、まずは協議を受け入れることにいたしましたところでごさいます。そして、その金額の妥当性について、当組合において精一杯、合理的であるか、細部にわたって助言等得ながら精査したつもりでごさいます。その中でも昨年12月の末頃に、一旦金額がまとまりましたので、いち早くということで議会日程のお知らせと併せて、資料不足だったかもしれませんが資料を添付させていただいたところでごさいます。なお、市・町等の関係につきましては、その都度、都度、状況報告しながら、金額が定まった12月末において、財政当局、あるいは理事会、理事の方々へ個別に説明し、そして了解を得たところでごさいます。

なお、市・町における全員協議会につきましては、当組合において開催するよう働きかけというのはいかがかなと思っておりますけれども、こうした事案を理解いただき、今後、構成している市・町の予算案等なりに増額分が反映された歳出予算案が提案されるものと考えているところでごさいます。

そして、資料、いわゆる増額分の内訳、あるいは設計の内訳についてであります。不足があったとおっしゃられた部分につきまして、そうではないと当局において正直言い切れないところでごさいます。そうした内容につきましては、求めに応じ、部分部分において手続きがあるかもしれませんが、しっかりとお示ししてまいります。今後も資料を求められれば応じてまいりたいと、このように考えております。

次に、詳細がなければ審査できないということでごさいますけれども、組合として説明を尽くしているつもりでごさいますので、適切な御検討を賜りたいと、このように考えております。

そして、プロポーザルの手続きが今になってみると疑問点があるということでごさいました。プロポーザルにつきましては、金額はもちろんですけれども、一定の地域貢献策であるとか、そうした事業計画そのものの総合評価をした上で当該業者に落札したところでごさいます。そして、その中で、こうした社会経済情勢の著しい変化が伴って、結果として契約金額が今回増額となっておりますけれども、先程来答弁させていただいておりますとおり、今後もそうした情勢をしっかりと見据えながら、適切な施工監理に努めてまいり所存でごさいます。

なお、こうした状況があれば、契約額が青天井になるのではないかとといった危惧がありました。私どもとして、決して、青天井になるとかそういったことはない。あくまでも社会経済情勢が反映された中で、国や県、そうしたところの対応に尽くした形での対応になるかと思っております。業者の言い値でもって、決して行うわけではない。しっかりと審査させていただいていると、このように考えてごさいます。

理事会における審議でありますけれども、こうした内容について説明し、そして、負担増が伴うことは大変心苦しいことでもありますけれども、当組合の共同処理する業

務としてごみ処理がございす。それにつきましては、それぞれの構成市町が議会の中で共同処理することを規約の議決をして、その上で当組合は対応しているところがございます。一定の財政負担を伴うことでありますけれども、これは圏域のそうした生活を守っていく事業、そうした中の役割分担でございます。そこを御理解いただきたいと思ひます。

理事会では、今後もそうした社会情勢、経済情勢変化による、また更に増額になるのではないかと御心配の部分もございました。そうした可能性は、私、答弁の中で、先程議員のちょっとニュアンス、可能性はないとは言えないと、こうした意味で申したところでございます。ただ、その可能性というのは、一方的に増額になるわけではなくて、減額といった可能性もあるということでございます。先程来、繰り返しておりますとおり、社会経済情勢に則した形で、適性な請負価格、これを維持していく、こうした公共事業には必要でございます。今後ともそのことをしっかりと念頭に置いて進めてまいりたい、このように考えております。

答弁もれ等があれば御指摘いただきたいと思ひます。

以上でございます。

(「答弁漏れがあります。議長、答弁漏れ。」の声あり)

◎議長(安井和則君) はい、5番 島貞一郎さん。

◎5番(島貞一郎君) こういう状況の中で、地域住民に対してきちんと説明できるのかどうかという部分、お答えなられてないですけども、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

◎議長(安井和則君) 事務局長。

(事務局長 鈴木浩文君 登壇)

◎事務局長(鈴木浩文君) 御指摘ありがとうございます。

地域住民、圏域住民に対しましても、しっかりと説明する義務があるのは当然のことと考えております。その手法について、産業廃棄物処理施設事業の専用の広報であるとか、広域広報、ホームページはもちろんのこと、様々な機会を捉え、どのような形で理解を得ていくのか、改めて検討も加えながら対応してまいりたいと、このように考えております。

◎議長(安井和則君) 5番 島貞一郎さん。

◎5番(島貞一郎君) まず最初の質問についてですね、まず継続費の補正をまず第一に上げなきゃだめだということだったわけですけども、私はまず、あくまでこれに対して非常に違和感を感じているんですよ。結局、継続費を認めることは、予算を認めることと同一になってしまうんですよね、これはね。ルール上からいったら、ですから、本来であれば令和6年度の当初予算に乗せるのが然るべきではないかなと。それが予算の審議もきちんとして、継続費も認めたという形になるわけですから、これを何故補正に乗せなきゃ駄目なのか、未だに私は理解できません。

あと、変更議案の必要性、単行議案というのは、これが議決したら単行議案、契約するということなんですけども、私は順序が逆なんじゃないかなというふうに思ひます。単行議案を出すことによってですね、業者がどういうものを求めてて、これを変更するのかというのが明らかにされるわけです。どういう条項、もしかしたら契約の

条項等も、私らがきちんと精査できるんですけども、議決したら契約して、私、本当に順序、逆じゃないかなと、そういうふうに思います。この点について、もう一度お考えいただかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

全員協議会の開催について私お話ししましたけども、私も11月の定例会ですか、定例会でもこの話しておりますけれども、どうなるんだいって話してますけども、12月末に金額がまとまったということなんですけども、9月1日に出て、そんなに長い時間かかったんでしょうか、本当に、逆に聞きますとですね。ですから、もっと前にですね、ある程度、ある程度まとまった時点で全員協議会だって開催できたんじゃないですか。色んな意見を集約するためにも開催できたんじゃないかなというふうに思いますけれども、その努力はしていなかったんでしょうか。やはりこういった大事な件、23億もですから、地域住民からの大きな反発があるかもしれません。そういったものに対して、私は慎重な形をとれなかったというのは非常に残念でなりません。そのことについてお伺いしたいと思います。

あとですね、市のほうだとかそういったところは、それぞれの市の判断でやるべきだと言いますので、逆にいけば、各首長さんに聞きたいようなものです。こういう案件に関してですね、例えば今、3月定例会を前にして、この大きな予算、能代市だとかかなり膨大な予算になるわけです。何かというと財政が苦しいという話ばかりするわけですけど、各町も同じだと思いますが。これについて本当にどう考えているのかどうか、この増額について。これは逆に全首長さんにお伺いしたいようなものでございます。

あとですね、プロポーザルについてですけども、プロポーザルについては、私は最終的に適性であったのか、適性でなかったのか分かりませんが、それぞれ審査員の方は非常に努力してやってくださったと思います。ですから、逆にこういう結果になったことを、プロポーザルを審査した方々はどう思っているのか、非常に不思議に思います。で、今後も、このプロポーザルという協議とやって随契やった場合に、せっかくこれだけ審査してですね、結局、水泡に帰すんじゃないですか、プロポーザル協議というのは。何の意味も持たない形になるんじゃないでしょうか。その辺について、これからやっぱり何といいますか、入札制度自体がこんな物価が上昇している中で、どのようにしているかという議論もきちんと今後はしていく上でこういった予算を出すべきじゃなかったかなというふうに思います。

また、業者の言い値ではないということなんですけども、少なくともこれ見る限りには、当組合がこれを受け、提出された設計書について国県からの助言等、助言ですよ、あくまで、施工監理業務の受託者の協力を得ながら審査し、内容に誤りがなく合理的であるものと確認したため協議に応じることにしたと、こういうふうにあるんですよ。これは受託者の協力を得てということは、受託者の一方的な部分を受けた形になっているとしか捉えられないんです。その内容に誤りがなく、誤りって何なんですか。これ、誤りってどういうふうにして見極めるんですか。これはよく分からない。で、合理的であるということは、理にかなっているということなんですけども、確認されたため協議に応じると。じゃあその判断をしたのは事務局であり、理事会なんですしょうから、これの何をもって合理的と判断されたのか。ただ、数字誤りが

ないから合理的と判断したのか。で、予算的な部分は、それぞれの市町の財政状況を踏まえて、どういう影響を与えるかということも含めて合理的と判断されたのかどうかお伺いしたいと思います。

以上です。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 順次お答えいたします。

初めに、やはり継続費はおかしいのではないかとということでございますが、地方自治法に定められている継続費、そして、これを変更できる場合は、補正予算として処理するとなっております。従いまして、先程来申し上げているとおり、地方自治法ののっとなって提案させていただいておりますので、これはおかしくないと思います。

次に、予算と契約の順番が逆なのではないかとの御指摘であります。これも行政の議会の手続きとして、予算がなければ契約議案は提出できません。従いまして、予算を議決いただき、その後に契約議案を提案するというのが一般的でございます。

次に、全員協議会について努力はされたのか、住民対応についてはどうなのかということでありました。こうした事案につき説明していく際、当組合としては、先程述べたつもりであります。ただ、そのやり方として全員協議会がどうしても望まれた、望まれるということをおもひは存じきれません。従いまして、できる限りの対応をさせていただきました。今回、全員協議会にしなかった点に御不満があるとするれば、大変申し訳ないと思いますけれども、こうした対応をさせていただいたところでございます。

また、プロポーザルが適性なのかと、水泡に帰すのではないかとということでございます。プロポーザル審査は、先程も説明いたしましたとおり、金額に限らず事業計画、地域貢献策、そうしたものを総合トータル的に評価項目毎に点数化し決定したものであります。審査員の皆様におかれまして、その時点において適切な御決定をいただいたと思っております。金額が変わった、高くなったからといって、そうしたことが水泡に帰すといったことは私としては考えてございません。今後も適切な施工監理をしていくことが重要である、このように考えております。

なお、受託者の一方的な部分があったのではないかと、合理的という言葉に疑義があるということでございますけれども、先程来御説明を申し上げているとおりでございます。一方的な部分はありません。こちらとしては内容を精査し、それが結果として合理的だと判断し、今回提案させていただいているところでございます。

なお、継続費関連の議会の議案についてでありますけれども、継続費あくまでも自治体の経費で支弁する事件でその履行に数年間要するものについては、継続費で予算を定めることができるとなっております。なので、契約当初において5カ年にわたるこの事業については継続費を定めました。そして、年度割の工事請負額については、それぞれの当該年度の歳入歳出予算の計上されております。そして、議会の議決権は継続費はもちろん、その歳入歳出予算に及ぶこととなりますので、それでしっかりと議論いただけるものと考えております。

以上でございます。

◎議長（安井和則君） 5 番 畠貞一郎さん。

◎5 番（畠貞一郎君） いいですよ、議長。

◎議長（安井和則君） これが3回目ですから。

◎5 番（畠貞一郎君） 先程、単行議案にしなかったという部分と、地方自治法にのっとって継続費という部分の回答があったわけなんですけども、私が違和感を感じるのは、予算と、何と申しますか、その継続費の部分がくっついてないということが非常に違和感を感じるんですね、これについて。結局は、本来であれば数字が出てくるんですから、实际的に予算に乗っているものについて議論するんだったら私は分からないことはないですけども、それで説明は、これ逆にいけば予算じゃないんで議案2号に対する説明というのは非常に雑駁な書面1枚の部分になっているわけです。聞けば、色々ほかの方からも質問されれば、初めて建設費が64%だとか、労務費が20何%だとかと出てくるようなもんでですね、もう少し詳細なものが本来出すべきであったんじゃないかなというのは私の本当の部分の意図です。

先程も申し上げましたけども、例えば工事過程においても、今後、プラント建設設備工事等々が始まるわけなんですけども、これからいくと、この23億のうち、確かに建設資材という部分がありますけども、プラント自体だって相当な値が上がるのではないかなというのが予想されるわけです。それは当然のことながら、今、運搬費だとかそういった部分も相当上がっているわけですから、だから何について上がったのかというのが全然このただ建設費が60何%、労務費が20何%、全然理解ができないということなんです。少なくとも23億という膨大な価格なわけですよ。それについてですね、地域住民、能代山本全部の地域住民がきちんと分かりやすいようにしたものを出すべきじゃなかったかなというのを私は言いたいんです。少なくとも今回、23億という部分がひとり歩きする可能性もあるわけです。こんなに上がったっていう部分が。だから、それについての資料がきちんと提出されていないというのは、非常に残念でなりませんけども、逆にいけば、なぜこういうものが出せなかったのかどうか、お伺いいたしたいと思います。

プロポーザルですけども、先程プロポーザルは建設費用だけじゃなくてですね、地域貢献策だとかそういったものも含めてだということなんですけども、プロポーザルの資料を見ますと、例えばこの選ばれた業者、赤グループになっていますけども、非価格要素点が36.74、価格点が40点、で、青グループでしたか、非価格が37.73、これは赤グループを上回っているわけです。非価格の部分が。価格点が32.16。まさにこれ決まったのは、価格によって決まったんじゃないですか、この業者へ決まったのは。そういう面で、ほかの業者が社会地域貢献だとか、その部分だけじゃなくて、最終的に大きく決まった要素は価格じゃないですか。違いますか。

あと、まず最終的に工事は今進んでいるんでしょうけども、地域住民にきちんと説明するためには、私は非常に説明不足だと。各議会に対しても、各議会に持ち帰って必ず議論しなきゃ駄目なんですから、資料とすれば非常に不足しているというものを、お伺いいたしたいと思います。もう一度お答えください。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 順次お答えいたします。

まず、単行議案にしなかったとおっしゃられましたけれども、今回、変更契約の単行議案は今回提出しなかったのものであって、日を改めて単行議案として議案を提出します。

あと、予算とくつつくとかというお話ですけれども、継続費というのは、先程申し上げました当該団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年を要するものについては、予算の定めるところによって、その総額、経費の総額を年度割で定めて、数年度にわたって支出することができるとなっています。これが継続費です。そして、これは歳入歳出予算とは別なんです。継続費の予算です。歳入歳出予算は、それぞれの当該年度において歳入歳出予算に計上されますので、今回増額となった工事請負費の部分について、令和6年度分については、この後説明させていただき令和6年度当初予算に計上されており、そして7年度については、同様に7年度の来年提案される予算に計上されることとございます。

それから、資料が出せなかったのは何故かですが、申し訳ございません。これは出し惜しみしたとかそういうことではなく、精査していく中で当該構成市町との予算編成の時期等もありますから、一生懸命に説明し、資料を出したつもりであります。ただ、それが足りない、不足だと、こう言われてしまえば、お答えのしようがございません。足りなかった部分についてはお詫び申し上げるしかございません。

それから、プロポーザルでは価格が大きな要素であると、私は価格で決まったわけではないと言ったわけではなくて、価格に加えて地域貢献策、そうしたものが含めた形での事業計画でもって点数化し、プロポーザルで決まったと申し上げたわけとございます。価格が大きな要素であることについて、何ら否定するものではございません。

以上でございます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。8番須藤正人さん。

◎8番（須藤正人君） 今、各議員からたくさんの質問がありました。各自治体においてこの問題は大変重要な、今後の財政や予算に関わる大きな問題であります。この問題について全員協議会が開催されないで今日まで至った。当局から今日のような説明を受けて、そして質問を受けて、今回の問題をみんなに納得できるように、そして住民にも我々が説明できるような形で進めてほしかったなと思っております。理事会が我々議会に向き合うその姿勢、優しさが全然感じられませんでした。一方的に理事会で決まったことを、こういう議会で、もう解決していこうと、私はその姿勢に対して非常に疑問を感じております。もう少し議会に優しさがあっても良かったのではないかなというふうに思います。全員協議会、本当に今回の問題、この前も消防署、西消防署が無くなる問題についての全員協議会がありました。この問題もですね、それ以上に大変な重要な案件であります。何故全員協議会を開催しないでここにもってきたのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

資材が高騰しました。私も建設資材、建築資材を販売する会社をやっておりましたから、資材が高騰してきたことは十分承知しております。令和3年度以降、資材がどんどん上がってきました。日立は「この木なんの木気になる木」の大変大きな一流会

社であります。その会社が、この物価高騰、資材高騰を予想しなかった。そして、それを予想しないで入札に参加して一番安いそういう契約金額でこれを落とした。どうも考えられない。多分、日立造船であれば、その部門も資材高騰を予想する、そしてこういう全国の入札に参加していく、やっているはずなんですね。それを今ここにきて資材高騰あったから23億2400万、これを契約変更してほしいということがあります。どうもね、もう受注者側の形に沿った、そういう契約変更ではなかったかなというふうに思っております。この色んな国の積算単価、県の積算単価というのはあるでしょう。でもね、やはりそういう業者というのは予想して、感じて、そして入札に参加するんですよ。これがこのまますんなり通ると先例になってしまうんですね。これからの入札も安く取って、そして物価高騰したから契約変更してくださいというような案件がこれからも出てくる。それじゃあ、これから資材が下落した時に、また契約変更して安い、発注者のほうから安くしてほしいというようなそういう契約変更もできるのかどうか、やれるのかどうか、それについてもお伺いしたい。

以上です。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。

まず、この大きな金額が大変重要な問題であって、全員協議会の開催、住民に説明、足りなかったと、そうした指摘でございます。確かに大変重要な問題であり、議員の皆様からこのように御質問、御意見が出るということは予想はしておりましたけれども、当組合として、結果として全員協議会を開催することが、選択しませんでした。その点につきましては、反省すべき点であったと言わざるを得ないと、こういうふうに今感じております。今後、こうした事案があった場合は、積極的にこちらのほうから全員協議会、あるいは住民説明を含めて検討すべきと認識したところでございます。

なお、インフレスライドについて予想できなかったのかということでありましたけれども、当然そうした負担部分もあり、しっかりと経済情勢は見極めているものと認識しておりますけれども、昨今のこの状況がそれを上回って、そうしたものになっていることではないかなど。従いまして、国においても地方自治体宛て、あるいは施工者宛てでそうしたインフレスライド条項に関する通知を出しているところであります。

また、最後に受注者目線で一方的に高くなる、そうしたことがあるのであれば、今後、契約額が安くなる、そうしたことはあるのかということではありますが、これは先程御答弁したとおり、契約書第32条における賃金単価、物価水準等の変動があった場合、これにつきましては受注者側からは増額の請求、そして我々発注者側からも減額の請求をすることができます。あくまでも経済状況に応じ、そうしたことを当組合しっかりと見極め、当該金額が今の情勢に比べて高いものだという結論に至った場合、発注者として減額の請求する、そうしたことは可能であります。

以上でございます。

◎議長（安井和則君） 8番須藤正人さん。

◎ 8 番（須藤正人君） さっき契約変更の単行議案について、今日でなく、この後に単行議案として提出されるというようなふう聞いたわけですが、私も畠議員の言うように、どうも反対ではないか、反対というか逆ではないかなど、この予算とですね継続予算と、そう思ったんですよ。単行議案が否決されるとどうなるんですか、これ。その辺ちょっとお聞きします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。

予算の議案と契約の単行議案の提出の順番でありますけれども、自治法上、予算が先に議決され、それに応じて契約変更の、あるいは契約締結の議案を出すとなっております。万が一といいますか、いずれか一方が否決された場合は予算の執行できませんし、契約は締結することはできないと、このようになるということでもあります。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。5 番畠貞一郎さん。

◎ 5 番（畠貞一郎君） 議案番号 2 令和 5 年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算に、反対の立場で討論いたします。

本予算案は、第 2 表継続費補正、4 款衛生費 2 項清掃費、一般廃棄物処理施設整備事業費（設計・建設工事費）が掲載されています。その中の令和 3 年度、4 年度、5 年度は補正前と補正後は差はありませんが、令和 6 年度、7 年度は増額補正されております。

このたび 2 3 億 2, 4 2 3 万 4, 0 0 0 円の増額であります。事務局の説明資料によりますと、受注者、建設 J V から近年の国際的な原材料価格の上昇や円安によるエネルギー価格の上昇など、社会情勢の変化による建設資材の高騰及び労務単価の上昇の影響により、残工事費について現在の物価水準で改めて積算し変動契約したい旨、令和 5 年 9 月 1 日付けで当組合と締結する一般廃棄物処理施設整備運営事業工事契約の第 3 2 条第 6 項スライド条項に基づく契約金額の変更協議の申出がありましたとのことです。

事務局からは金額そのものの提案はありましたが、その金額に対する積算根拠は、きちんとした形で提示されておりません。少なくともこの金額が適性なのかどうか判断する材料が欠落しておりますし、地域住民に増額を説明できる術がありません。

また、このたびの受注者は、長い時間をかけ一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会において慎重に審議され決定いたしました。その後、最優秀事業者として随意契約で本事業計画を行いました。その際、選定委員会では、留意すべき点も明示しております。その一つに、本事業は長時間にわたるため、能代山本広域市町村圏組合をはじめ地域住民との信頼関係が重要であり、誠意をもって事業の推進に努めることとあります。今回のケースは、果たして地域住民の理解が得られるのか、最も大切なことだと思います。そのためにも、組合も議会も、この特別な事案についてきちんと調査し審査しなければなりません。

経緯の説明では、当組合では、これを受け、提出された設計書について国県からの

助言と施工監理業務の受託者の協力を得ながら審査し、その結果、内容に誤りがなく、合理的であるものと確認したため協議に応じることとしたとあります。この説明だけでは、あくまで第三者的考察はなく、あくまで受注者の要望をそのまま受けたとも捉えられかねません。この問題は、これから各市町で行われる入札にも大きな先例となり得ます。今一度立ち止まり、今後、憂いが残らぬよう、入札自体、そして財政に与える影響等も考察することが必要だと考えます。

組合、理事会には、今一度合理的な説明が必要だと考えます。よって、議案番号2令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算に反対いたします。

◎議長（安井和則君） 他に討論ありませんか。1番渡邊正人さん。

◎1番（渡邊正人君） 1番渡邊正人です。

議案第2号 令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論いたします。

本予算は、一般廃棄物処理施設事業について、物価高騰や労務単価の上昇を反映した継続費の追加補正、その他契約差金の整理等による構成市町負担金の減額等の所要額が計上されております。

中でも一般廃棄物処理施設事業の継続費の追加については、円安が続いている状況や不安定な世界情勢における建設資材等の物価高騰、建設業界における人材不足等による労務単価の上昇などやむを得ないものであり、それらの単価が適切であるかについて当局が時間をかけて国県からの助言を得ながら精査し、合理的であると認めたものであります。

加えて、当該事業は、圏域の共同事業として行っている重要なインフラ設備の工事であります。この補正予算が認められなければ、圏域のごみ処理ができなくなることににつながるものであります。

また、補正予算に計上されている他の事業の契約差金等の整理は、構成市町の負担金の減額となるものであります。

以上のことから、議案第2号令和5年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算は、妥当と認め賛成をいたします。

以上です。

◎議長（安井和則君） 他に討論ありませんか。8番須藤正人さん。

◎8番（須藤正人君） 反対討論をいたします。

さっき質問でお話したようにですね、やはりこの重要な案件をですね、今日まで我々に説明もなく、もう理事会だけで進めていったと、これ自体がですね、もう私は許せない。もう少し全員の意見を聞いて、幅広くですねこの意見を聞いて、この問題を、重要な問題を進めていく、それが非常に必要でなかったかなというふうに思います。

それから、この23億2400万のアップですね。これは本当に大企業であればあるほど先を見通した、そういう形で入札に参加する、これが私は普通でないかなと思うんです。資材が上がったから変更契約をする、それではですね、もうこの問題は納得いかない。もう少しですね納得のいく細かい資料を我々に提出していただきたかった、そう思います。よって反対します。

◎議長（安井和則君） 他に討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合規則第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に係る3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

これより採決いたします。本案については御異議がありますので、起立により採決をいたします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（安井和則君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第6 議案第3号令和5年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）

◎議長（安井和則君） 日程第6、議案第3号令和5年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第3号 令和5年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

条文第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,330万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8160万9000円と定めております。

また、第2項において補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明します。

歳入であります。4款繰入金1項繰入金は5,330万円の減額で、特別養護老人ホーム運営基金繰入金です。

歳出であります。1款民生費1項社会福祉費は5,330万円の減額で、旧海潮園解体工事費の契約差金の整理等であります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第7 議案第4号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第7、議案第4号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第4号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算について説明いたします。

条文第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2344万8000円と定めております。

また、第2項において款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

第2条で歳出予算の流用について定めております。

予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金は、66億9759万4000円の計上で、1目事務費負担金6655万6000円、2目民生費負担金9928万8000円、3目衛生費負担金44億9897万8000円、4目消防費負担金18億5440万円、5目教育費負担金1億7837万2000円であり、項目及び負担割合は説明欄のとおりであります。

2款使用料及び手数料1項使用料は1億2438万8000円の計上で、1目民生使用料883万6000円、2目衛生使用料6825万6000円、3目教育使用料4729万6000円であり、施設の内訳は説明欄に記載のとおりであります。

2項手数料は121万9000円の計上で、危険物規制事務等手数料です。

3款国庫支出金1項国庫補助金は17億7589万1000円の減額で、循環型社会形成推進交付金です。

4款財産収入1項財産運用収入は27万8000円の計上で、土地建物貸付収入です。

5款繰越金1項繰越金は50万円の計上であり、前年度繰越金です。

6款諸収入1項受託事業収入3万5000円の計上であります。要介護認定審査及び判定受託事業収入です。

2項預金利子は1,000円の計上です。

3項雑入は2354万2000円の計上で、内訳は消防学校教務職員派遣費用負担金829万1000円のほか、説明欄に記載のとおりであります。

歳出であります。1款議会費1項議会費は199万9000円の計上で、報酬、視察研修旅費等であります。

2款総務費1項総務管理費は6579万6000円の計上で、1目一般管理費が6318万4000円、職員人件費のほか需用費等事務費、出納事務電算処理業務委託負担金等です。

2目企画費が261万2000円、広域広報印刷費等です。

2項監査委員費は7万4000円の計上で、報酬及び意見書印刷費です。

3款民生費1項社会福祉費は1億1025万4000円の計上で、1目高齢者交流

センター運営費が7842万6000円、職員人件費のほか、施設用燃料費、光熱水費、保守点検委託料、各種リース等です。

2目介護認定審査会運営費が3182万8000円、職員人件費のほかコピー機リース料等です。

4款衛生費1項保健衛生費は2612万2000円の計上で、在宅当番医制実施事業委託料及び病院群輪番制病院運営事業補助金です。

2項清掃費は63億1796万6000円の計上で、1目衛生総務費が3122万8000円、職員人件費ほか需用費等事務費。

2目南部清掃工場運営費が4億8027万7000円、職員人件費のほか施設用光熱水費、運転管理等業務委託料、最終処分場使用料、定期点検補修工事費等です。

3目北部粗大ごみ処理工場運営費が8520万4000円、職員人件費のほか施設用光熱水費、運転管理等業務委託料、最終処分場使用料、定期点検補修工事費等です。

4目中央衛生処理場運営費が3億9895万2000円、施設用光熱水費、運転管理等業務委託料、定期点検補修工事費、汚泥資源化事業維持管理費等負担金です。

5目一般廃棄物処理施設整備事業53億2230万5000円、職員人件費のほか設計・施工監理業務委託料、施設建設工事費等です。

5款消防費1項消防費は18億7310万5000円の計上で、1日本部費が3億3471万7000円、職員人件費のほか緊急通信指令施設保守業務委託料、消防学校入校経費等です。

2目署費が14億9035万8000円、職員人件費のほか各署需用費、役務費、消火用資器材等購入費等です。

3目消防施設費が4,803万円、はしご車のオーバーホールに係る修繕料です。

6款教育費1項社会教育費は2480万1000円の計上で、広域交流センターに係る職員人件費のほか、施設等光熱水費、保守点検業務委託料等です。

2項保健体育費は2億283万1000円の計上で、スポーツリゾートセンターに係る職員人件費のほか施設用燃料費、光熱水費、保守点検業務委託料等です。

7款予備費1項予備費は50万円の計上です。

なお、40ページから46ページまで給与費明細書、49ページに継続費に関する調書、50ページに債務負担行為に関する調書を記載してございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） これより質疑を行います。まず、条文及び歳入全部についての質疑を行います。6番安岡明雄さん。

◎6番（安岡明雄君） 6番安岡でございます。

予算書の21ページの2款使用料及び手数料の最後の3目の教育費、教育使用料についてでございますが、これ対前年比414万4000円の主なる増額については、スポーツリゾートセンター使用料となりますが、6年度の利用状況をどのように想定されておられるのか、それまづかいつまんで御説明をお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） ただいまの質問にお答えいたします。

アリナスにつきましては、昨年1月に入館者500万人達成いたしました。コロナ禍で利用者は減少傾向にございましたけれども、ここ数年来それが増加傾向が見られております。今年度においては、1月末現在で13万5971人の方々に御利用いただき、前年比で1万5174人の増となっております。6年度予算につきましては、こうした状況を踏まえて、今後見込まれる人数の増、それを見越して計上したところでございます。アリナスのスタッフ一同、一丸となって当該施設の圏域貢献について全力を尽くしているところであり、当組合としても引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（安井和則君） 6番安岡明雄さん。

◎6番（安岡明雄君） ありがとうございます。地元紙で1月の下旬でしたでしょうか、アリナスの雨漏りについて報道がされております。また、トレーニングルームにつきましては人員不足ということで、2月に入ってから木曜日と日曜日、お休みだというふうにホームページにも掲載されております。これについてですね、利用者というかその皆さんにですね、やっぱりご不便のないように、使っていただくべきですね、6年度スタート時にあってもですね、改善されるコートですね、把握していらっしゃると思いますけれども、それについて御説明をいただければと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

アリナスもかなり年数が経って、施設の節々で修繕対応する箇所が見受けられ、雨漏りにつきましては、かなりの頻度で発生している状況でございます。幸いにアリーナ中心部等、メインなる部分には雨漏りはないんですけれども、これが広がると懸念されることから、引き続き県に情報を提供しながら必要な修繕ができますように頑張ってお努力してまいりたいと思っております。

また、トレーニングルームの職員が不足しております。今、議員おっしゃったとおり地元紙であったとおりであり、2名体制にならざるを得ない状況でございます。この後に臨時的に休業する日を増やしておりますけれども、利用者にとって不便を来すことが想定されます。当組合として全力で募集をし、人員確保に努めてまいりたいと考えますが、昨今の人員不足の状況が確実に解消されるのは、なかなか難しいところではあります。その中でもスタッフはじめ積極的に募集をし、従来の体制に戻れますよう最大の努力をしてまいりたいと、このように考えております。

◎議長（安井和則君） 6番安岡明雄さん。

◎6番（安岡明雄君） 御説明ありがとうございます。局長から対策について述べていただきました。新聞報道でも触れておられましたけれども、能代市の総合体育館、7月から大規模改修ということで、アリナスの使用頻度も高まるというふうな予測がなされております。そういった面で考えるとですね、アリナスの施設の主なものとなればですね、スポーツリゾートの観点でですね、能代山本スポーツリゾート構想に基づく施設だということでもありますので、是非ともですね課題は大きいかもしれません

が、万全な体制をとっていただいて、能代市・山本圏域だけではなくてですね、圏域外、または県外にもですね、やはり色々なバスケットや色々な野球やらですねやっている中でトレーニングをされることもあると思うし、プールもあるでしょう。やっぱりそういった中核の施設ですので、万全な体制をとっていただきたいとお願い申し上げますので、局長の御所感を聞いておきたいと思います。よろしくお願いたします。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと存じます。

なお、アリナスにつきましては、今回、総合体育館が改修工事に入ることから、現時点で産業フェアの開催が予定されておるところでございます。また、昨年7月の大雨災害の際の避難機能といえますか、温泉がございますから、そうした入浴で地域の被災した皆様の対応など、そうした機能の多様性も併せて求められておりますことから、しっかりと修繕、管理運営に努めてまいります。

以上であります。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

次に、歳出全部についての質疑を行います。5番 畠貞一郎さん。

◎5番（畠貞一郎君） 先程も概ね一般廃棄物処理施設整備事業費については伺っておるわけですがけれども、ちょっと腑に落ちない点がございますので再度質問いたしたいと思います。

まず、先程も色々な形でお答えいただいたわけですがけれども、要は23億ウン千万の予算増の内訳については、大雑把な数字で示されたんですけども、先程も質問したんですけども、きちんとお答えいただけなかったのもう一回聞きますけども、ですから、労務費が上がったとかっていうのは確かにそのとおりのかもしれません。建設資材が高騰したのもそのとおりのかもしれませんけれども、ですから、本体のプラントの部分にどれだけの費用がいくのかどうか。結局、23億の内訳はプラント自体の費用なのかどうか。そして、要は土木・建設工事がどれぐらいでどうなのかというのは、詳細が全然分からないでしょう、これだと。だからそういった部分も本来であれば先程、ほかの議員からも質問あった時に、結局、後出しすればいいような話もなさるんですかね、これについて今回の議案を上程する時にですね、きちんとした資料を出して、きちんと議論してもらおうっていう意識は事務局にはなかったんですか。それをまず伺いたいと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。

まず、継続費に記載されておった令和5年度年度割額の35億4641万4000円につきましては、事項別明細書33ページ、一般廃棄物処理施設建設工事費に同額が計上されてございます。

また、説明ししっかりするつもりがなかったのではとのことですが、決してそういったつもりはなく最善を尽くしたつもりでありますけれども、先程、他の議員の御質問にお答えしましたとおり、全員協議会を開催しなかったこと等、今後そうしたところは反省点として念頭に置きながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 5番 畠貞一郎さん。

◎5番（畠貞一郎君） あともう一つ聞いておきたいのは、そのプラントなのか、その部分の詳細については、そういったものは、もう資料としては出せないんですか。どれぐらいかかって、どうなのか。当然のことながら日立だとかそういうところとお話して、JVとお話したんでしょうから、どういう内訳で23億何たらというのは、本来一番先に議会のほうにも出さなきゃ駄目な資料なんじゃないですか。なければ納得できないですよ。炉がね、例えば今までこれぐらいだったものが、これだけになったからこうなるんだとか、資材とかというと、その積算するやつってというのは非常に細かいんで難しいんでしょうけれども、大きなものでどれぐらい上がったのかというのも全然分からないんですね、私は納得いかないんです、正直な話。だから、別に焼却炉がつくれれば駄目だとかそういう意味で言ってるんじゃないくて、やはり説明をきちんと尽くして、資料もきちんと出して、皆さんに御理解していただく、それが地域住民にも御理解していただく最善の手段だという意識がなかったのかというのは非常に残念でならないんです。それで伺ってるんです。ですから、少なくとも資料は後で出せばいいだろうという気持ちでやっているのであれば、それは大間違いだということ。それで、どうもすいませんでは済まない問題じゃないかなというふうに思います。お答えください。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） お答えいたします。

まず、増額部分に関する本体建築工事プラント工事の内訳等につきまして資料を提供することは可能であります。事前に資料提供することなく本日の審議に至ってしまったことは事実であり、重く受け止めております。この後、可能な限りの資料、あるいは中身について公表するように努めてまいりますし、おっしゃっていただければ数値化した資料も提出することは可能であります。

なお、そうした地域住民への対応等々、先程来申し上げますとおり、最善を尽くしてまいったつもりでありますけれども、それが至らなかった点があったというふうに反省しておりますので、持ち帰って対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（安井和則君） 5番 畠貞一郎さん。

◎5番（畠貞一郎君） 最善を尽くしたということなんですけれども、結局、出せる資料を出さなかったということですから、ちゃんと説明できるものも説明してなかったということなんですしょうから、これが最善を尽くしたと言えるんですか。理事会でどういう話してたんですか、これ。この案件を扱うにおいて。私は非常に疑問に思います。事務局のほうに、きちんとした指示なり何なりがあつて然るべきじゃなかった

かなと思いますが、理事の皆さんにお伺いいたしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 暫時休憩します。

午後 3時57分 休憩

午後 3時59分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

他に質疑ありますか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。5番 畠貞一郎さん。

◎5番（畠貞一郎君） 議案番号4、令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

歳入においては、一般廃棄物処理施設整備事業負担金35億4641万4000円、また、歳出においては4款衛生費2項清掃費5目一般廃棄物処理施設整備事業費中、工事請負費52億3659万6000円が提案されています。その中身は、国県の交付金17億7589万1000円、市町負担金34億6845万6000円の合計額であります。先程の議案2号の際にも述べましたように、市町負担金については建設資材の高騰及び労務単価の上昇による影響により増額となったものであります。建設資材の高騰、労務単価の上昇は、最近の経済情勢の中、一定の理解はできますが、積算根拠については明確になっておりません。先程述べましたように、組合として説明責任を果たしているとは考えられません。

御承知のとおり能代山本地域は急激な人口減少、少子化、高齢化の喫緊の課題を抱えております。少し前まで10万人を超える地域住民は、現在は7万人台まで減少しております。すなわち、一人一人の住民に係る負荷が増大するということとなります。

能代市、三種町、八峰町、藤里町、それぞれの行政では令和6年度の予算編成にめどがつき、3月定例会を迎える時期に来ております。それぞれ抱える問題の優先順位は違えども、共通していることは地域住民の福祉向上に努力しなければならないことだと思います。当然のことながら財政運営が厳しければ、でき得ることは減少せざるを得ません。そのためにも、この増額については、それぞれの議会でも真摯な議論をし、合理的に地域住民に説明できるように努めなければならないと思います。それぞれの市町で十分な情報共有と議論が行われていない状況の中、住民の大きな負荷となるこの予算を認めることはできません。よって当予算を反対いたします。

◎議長（安井和則君） 他に討論ありませんか。1番 渡邊正人さん。

◎1番（渡邊正人君） 1番 渡邊正人です。

議案第4号、令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

本予算は、構成市町で共同事業を行うこととされているものについて、必要な人件費や各施設の維持管理に必要な経費等が計上されております。中でも一般廃棄物処理施設事業の予算については、議案第2号で補正した継続費分が追加となったものの、補正前から6年度・7年度の予算額が大幅に増加することについては、既に議決して

いるところであります。

追加分については、円安が続いている状況や不安定な世界情勢による建設資材等の物価高騰、建設業界における人材不足等による労務単価の上昇などやむを得ないものであり、それらの単価が適性であるかについても当局が時間をかけて国県からの助言を得ながら精査し、合理的であると認めたものであります。

加えて、当該事業は圏域の共同事業として行っている重要なインフラ設備の工事であり、この予算が認められなければ、圏域のごみ処理ができなくなることにもつながるものであります。

また、本予算に計上されている他の事業の経費等については、各事業を実施・運営していく上で必要な所要額が計上されております。

以上のことから、議案第4号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算は、妥当と認め賛成をいたします。

以上です。

◎議長（安井和則君） 他に討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合規則約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に係る3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

それでは、これより採決いたします。本案について御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（安井和則君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第8 議案第5号令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第8、議案第5号令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第5号 令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算について説明いたします。

条文第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4625万4000円と定めるものです。

また、第2項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるとしております。

第2条で一時借入金の最高額1億円としております。

予算の内容につきましては、事項別明細書により説明します。

歳入であります。1款サービス収入1項介護給付費収入は2億1683万4000円の計上で、1目施設介護サービス費収入1億9910万9000円、2目居宅介

護サービス費収入1772万5000円です。

2項自己負担金収入は5028万1000円の計上です。

2款財産収入1項財産運用収入は6,000円の計上で、基金利用利子です。

3款寄附金1項寄附金は1,000円の計上です。

4款繰入金1項繰入金は7800万2000円の計上で、特別養護老人ホーム運営基金繰入金です。

5款繰越金1項繰越金は50万円の計上で、前年度繰越金です。

6款諸収入1項受託事業収入は2万4000円の計上で、要介護認定受託事業収入です。

2項雑入は60万6000円の計上で、内訳は説明欄にあるとおりでございます。

歳出であります。1款民生費1項社会福祉費は3億4573万5000円の計上で、職員人件費のほか施設用需用費、保守点検業務委託料等です。

2款基金積立金1項基金積立金は6,000円の計上です。

3款公債費1項公債費は1万3000円の計上で、一時借入金利子です。

4款予備費1項予備費は50万円の計上です。

なお、60ページから68ページまで、給与費明細書を記載しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

日程第9 議案第6号令和6年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計
予算

◎議長（安井和則君） 日程第9、議案第6号令和6年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算を議題といたします。

当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 鈴木浩文君 登壇）

◎事務局長（鈴木浩文君） 議案第6号令和6年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算について説明いたします。

条文第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166万5000円と定めております。

また、第2項において款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

歳入であります。1款財産収入1項財産運用収入は109万8000円の計上

で、ふるさと市町村圏基金運用利子です。

2款繰越金1項繰越金は56万7000円の計上で、前年度繰越金です。

歳出であります。1款商工費1項商工費は112万円の計上で、一般社団法人あきた白神ツーリズム運営費補助金です。

2款予備費1項予備費は54万5000円の計上です。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

◎議長（安井和則君） この際、暫時休憩いたします。

午後4時11分 休憩

午後4時12分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長（安井和則君） 本定例会は、提出議案の全部を議了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

午後4時13分 閉会

令和6年2月15日

能代山本広域市町村圏組合議会

議 長 安 井 和 則

署 名 議 員 皆 川 鉄 也

署 名 議 員 伊 藤 千 作